

中野区教育委員会会議録

平成30年第13回定例会

平成30年5月25日

中野区教育委員会

平成30年第13回中野区教育委員会定例会

○日時

平成30年5月25日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時10分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当、学校・地域連携担当）

高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

指導室長 宮崎 宏明

教育委員会事務局副参事（子育て支援担当） 古川 康司

教育委員会事務局副参事（児童相談所設置準備担当） 神谷 万美

教育委員会事務局副参事（子ども特別支援担当） 中村 誠

教育委員会事務局副参事（保育園・幼稚園担当） 濱口 求

教育委員会事務局副参事（幼児施設整備担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

教育委員会事務局副参事（文化・スポーツ担当） 永見 英光

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

12人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第17号議案 中野区登録文化財の登録について
- (2) 第18号議案 江原小学校体育館非構造部材耐震対策等改修工事請負契約に係る意見について
- (3) 第19号議案 第十中学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について
- (4) 第20号議案 旧中野神明小学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について
- (5) 第21号議案 旧大和小学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について

2 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 5月12日 中野区立中野東中学校開校式
- ② 5月15日 平成30年度中野区立小学校音楽鑑賞教室

(2) 事務局報告

- ① 平成30年度の特別支援教育の取組について（子ども特別支援担当）

○議事経過

午前10時00分開会

<開会>

田辺教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第13回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

田辺教育長

議決事件の1番目「第17号議案中野区登録文化財の登録について」を上程します。

初めに、担当より議案の説明をお願いします。

副参事（文化・スポーツ担当）

それでは、中野区登録文化財の登録について、ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、昨年10月、教育委員会から中野区文化財保護審議会に対して文化財の登録指定の是非について諮問がありまして、今年4月1日付で文化財保護審議会から文化財の登録に関する答申がありましたので、中野区文化財として登録するというものでございます。

資料名等でございますが、資料名は「刊本『そよふく風』」、発行された年代でございますが、慶応4年（明治元年）でございます。

内訳といたしまして、第一号から第九号までの計9点、所有者は中野区、歴史民俗資料館に保管されてございます。文化財種別といたしましては、登録有形文化財ということでございます。

登録理由といたしましては、中野区文化財登録・指定基準がございますけれども、その中の「歴史の重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値のあるもの」及び「歴史上又はこの地方にとって重要な人物に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの」、そういったものに該当するものとして登録文化財候補にふさわしいものとして判断されているということでございます。

詳細につきましては、別紙の文化財登録調書においてご説明をさせていただきたいと思っ

ております。

資料概要でございますが、本資料につきましては慶応4年の5月、6月に一号から十一号まで刊行された新聞『そよふく風』、そのうちの一号から九号までという内容でございます。

来歴といたしましては、区民山崎家の旧蔵品でございますが、八代目当主の喜作氏から歴史民俗資料館に寄贈されたものでございます。山崎家が本資料を入手した経緯、詳細については不明でございますが、当時、山崎家が文京区に醤油屋を出店していたといった記録があることであつたりとか、山崎家が敗走してきた彰義隊をかくまったような記録があることから、こういった事柄が本資料の入手に関与する可能性も考えられるというところでございます。

資料につきましては、半紙7～8枚とじの一冊ものの体裁でございますが、慶応4年5月1日から、およそ3日に一度の頻度で十一号まで刊行されたものでございます。

内容といたしまして、幕末の上野戦争を前後する1カ月間に関する伝聞、また、手紙の抜き書きなどを集約したものでございまして、おおむね佐幕的な論調であるというものでございます。詳細が定かではございませんが、そういった内容から出版元は江戸開成所の洋学者らの手によるものであるということにされてございます。また、当館に所蔵されていない十号、十一号につきましては、発行日の記載が2種類存在するということも確認されております。

時代背景及び内容というものでございますが、『そよふく風』が刊行された慶応4年、こちらは江戸幕府が崩壊して明治政府が発足したと、そういった戊辰戦争が開戦する激動の年でございます。

内容でございますけれども、子どものけんかなどの世俗的な話題から各地での戦闘の様子、また、外国商人に関する話題、また、アメリカのゴールドラッシュを紹介するような内容も含まれてございます。また、上野戦争による焼失範囲を示す絵図、戦いの経過なども克明に記されているものでございます。

出版元につきましては、先ほどもお話しいたしましたとおり、江戸開成所の洋学者らの手によるものであると資料等に記載されているものもございます。

十号、十一号の発行日につきましては2種類の発行日があるということでございまして、京都大学の機関と東京大学の機関に十号、十一号が保管されてございますが、それぞれ記載が異なっているということが確認されてございます。また、他の所蔵機関でござい

が、当館のほかにも大学図書館を中心とした6カ所の所蔵が確認されているものでございます。そういったところからも、実物資料に関しては貴重であると言えるのではないかといたるところでございます。

登録指定すべき事由ということでございまして、山崎家が当時の政治的な最新情報を有したことを示す点で地域史的な価値が非常に高いこと、また、日本最初期の新聞のあり方の一端を示すものとして、メディア史・社会史的観点からも重要な資料であると。また、さらに幕末、明治の風俗、社会の動向を克明に伝える本資料に対する注目、また、活用の機会については今後もさらに増えることが期待されると。そういった点から本資料の継続的な保管・管理、及び研究・活用のために中野区の登録文化財とすべきであるということでございます。

なお、今後、研究成果を発信していくことにより新たな価値が高まれば、指定文化財とすることも検討していくことになっております。

ご説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

田中委員

この時代のこういった新聞が中野区まで届いていたというか、そういう意味では非常に貴重な資料だと思います。非常に興味があるのですけれども、ゴールドラッシュのことが記載されていたというのですけれども、どういう内容ですか。もしわかりましたら。

副参事（文化・スポーツ担当）

アメリカのカリフォルニアですとかサンフランシスコの成り立ち、そういった歴史をゴールドラッシュの時代を踏まえて2編にわたって紹介しているという内容でございます。

田辺教育長

よろしいですか。

田中委員

これは歴史民俗資料館で常設的に展示されるのですか。

副参事（文化・スポーツ担当）

今年、明治150年という年でもございますので、企画展というのも予定しておりますし、そういった中で資料の説明を紹介する簡単な講座などもやっていきたいと考えてございます。

田辺教育長

よろしいですか。

渡邊委員

これは意見になるのかもしれませんが、こういったものが残っていたことは本当にすばらしいことだと思います。こういうものが貴重であって、これをただとっておくというのは宝の持ち腐れかなということで、内容について今聞いただけでも興味深い部分があるのではないかと。書物ですから読まなければ話にならないということで、今であればこれを写真に撮って電子化して、資料館の中でこういうものを保管しているよという形で常に見られるような状況にして。また、それをオンラインに載せれば学校の授業の中でもその一部を抜粋して常に見られるようにすると。

例えば、これを全部写真に撮って、どういう形にするかわからないですけどもPDFか何かにデジタル化して、それにまた文芸員の解説なんかがつくと非常にいいものになるのではないかなと。多少はお金がかかることですけども、そういうことは予定されますか。

副参事（文化・スポーツ担当）

中野区の文化財に関して、既にCDのデータで収録されているものがございます。こちらの資料については、現時点でそういった形にはなっておりませんが、来年度、歴史民俗資料館をリニューアルすることも予定しておりまして、さまざまなデジタルデータの活用なども検討していきたいと考えておりますので、そういった中でデータ化、また、館の中で活用するだけではなくてさまざまなところで活用できるようなことも検討していきたいと考えております。

渡邊委員

ぜひよろしく申し上げます。本物は見たい気はするけれども、みんなが見たらすぐにだめになってしまいますので、ぜひそういった形で内容を閲覧できるようなシステムの構築をよろしく願いいたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

私も資料を読ませていただいて大変興味を持っているのですが、どういう点から興味があるかと申しますと、学校の中で先生方が子どもに、ただ「明治維新があったよ」

ということではなくて、社会変動、そのときの人々がどんな暮らしをしていてそこで何を考えてどんな社会をつくっていたかということ、子どもがリアルに自分に引きつけながら考えていけることはすごく大事だと思っていて、そのための資料としてこういったものはすごくおもしろいなと思うのです。文京区にお醤油屋さんを出していたというのも、文京区まで出勤していたのかなみたいな、今の世の中にすごく近いと思いますし、そして、そこから今度はゴールドラッシュとか世界の変動、世界も日本も現代化していくというところもわかるような資料だと思います。学校が今、すごくいい電子黒板を持っていますから、そこでデジタル教科書のようにしてこういったものも出すと、子どもたちは自分たちでもそれを取り入れていろいろな作品をつくってくれるのではないかと思います。学校の先生方が気軽に使えるような形の発信というか、そういった切り取りというか、おもしろそうなところだけ「こんな資料がありますよ」みたいに先生方に周知していただくとか、そういったことも考えていただくと中野区独自の教材みたいなこともできていくと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

田辺教育長

ご意見ということで。ありがとうございました。

ほかにございますか。

小林委員

各委員の先生方が言われたとおりで、この内容に関して、例えば小学校や中学校の社会科の内容で扱うというのはなかなか難しいかもしれませんが、ただ関連して新聞の初期の形態であるとか、また、今先生方が言われたような形で紹介して歴史を身近に感じさせるとか。これはこれでいいと思うのですけれども、それをどういうふうに周知していくとか、郷土資料集にうまく掲載するとか、いろいろな工夫をしていただきたいなと思います。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、第17号議案について簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第17号議案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議決事件の2番目「第18号議案江原小学校体育館非構造部材耐震対策等改修工事請負契約に係る意見について」、議決事件の3番目「第19号議案第十中学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について」、議決事件の4番目「第20号議案旧中野神明小学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について」、及び議決事件の5番目「第21号議案旧大和小学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について」は、いずれも工事契約に関する区長からの意見聴取に係る案件となりますので、一括して上程いたします。

初めに、担当より議案の説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

第18号議案から第21号議案までについて、一括して補足説明をいたします。

これらの議案につきましては、学校体育館の改修及び学校校舎等の解体工事の契約金額の変更を行うための契約議案になります。また、契約または変更契約の予定価格が1億8,000万円を超えるため、議会の議決を経るべき契約に当たります。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第49条に基づき区長から意見を求められたので、教育委員会の意見を申し出る必要があるものです。

第18号議案の別紙をご覧ください。こちらは江原小学校体育館、非構造部材耐震対策等改修工事請負契約の内容となります。

契約の目的でございますが、江原小学校体育館非構造部材耐震対策等改修工事となります。

契約の方法は、一般競争入札によります。

契約の金額は2億5,174万8,000円、契約の相手方は株式会社小河原建設となります。

続きまして、第19号議案の別紙をご覧ください。こちらにつきましては、第十中学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更についての内容となります。

変更前金額、2億4,978万2,400円。変更後、2億5,264万5,480円となります。公共工事設計労務単価の上昇に伴う特例措置によるものとなります。

続きまして、第20号議案の別紙をご覧ください。こちらにつきましては、旧中野神明小学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更についての内容となります。

変更前金額が2億1,551万4,000円、変更後金額が2億1,815万5,680円となります。労務単価の上昇に伴う特例措置による変更となります。

続きまして、第 21 号議案の別紙をご覧ください。こちらにつきましては、旧大和小学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更についての内容となります。

変更前金額が 3 億 2,184 万円、変更後金額が 3 億 3,086 万 4,480 円となります。こちらにつきましては、労務単価の上昇に伴う特別措置及び交通誘導員増加に伴う変更となります。

以上の内容につきまして、教育委員会として同意するものでございます。補足説明は以上となります。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

この江原小学校の体育館の改修工事ですけれども、非構造部材の耐震対策ということなのですけれども、これは現時点では耐震基準に達していない状況なのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

こちらの非構造部材につきましては、バスケットボールであるとか照明器具、スピーカー等の耐震対策を行うというものでございます。建物自体の耐震というところはありませんけれども、そういったところについて対策を行っていくという工事でございます。

田中委員

イメージからすると周りだけなのに、2 億 5,000 万円というのは高額である気もするのですけれども、ただ、これによって体育館がしっかりしたものになっていい形になればいいと思うのですけれども、ちょっとその辺の説明をいただけますか。

副参事（子ども教育施設担当）

こちらの工事につきましては、今申し上げております非構造部材の耐震対策工事のほかに、改築までおおむね 10 年以上使用する学校につきましては、あわせて劣化が著しい箇所、例えば内装工事であるとか外壁、屋根等の改修も行いますのでこういった金額となっているところでございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

渡邊委員

確かに 2 億 5,000 万円の耐震対策改修工事というのも、ハードとして確実なものにしていかなければいけないのもわかるのですけれども、使用年数とかも今後どれだけ使ってい

くのかということも、今後我々としても関係ないやという態度ではいけない。もう少し長きにわたって使っていくとなれば、補足的に傷んだ部分だけ直すというよりは、根本的な直し方をしたほうがいいのではないですかという。今回は請負工事額の変更なので今さらそういう話をする場ではないと思うのですけれども、そういうことも必要かなと。

今までも何度もあったのですけれども、工事請負契約の単価の上昇に伴う金額の変更という形で、ここで一応再度の確認なのですけれども、こういうものは法律で定められていてそれに従って単価が上昇するものとして考えてよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

国のほうで毎年度、技能系の主な職種になりますけれども、職種ごとに労務の単価を調査いたします。その上昇率を踏まえて公共工事の積算根拠となる金額を提示いたします。それに基づきまして、区のほうでも労務単価の変更に見合った契約金額の変更ということで行うものでございます。

渡邊委員

そういう意味では、確認そして承認するものだとは思いますが、旧大和小学校のところの契約の中に、労務単価の上昇に伴い及び交通整理の人の増員とあります。これはもう少し補足をお願いできますか。

副参事（子ども教育施設担当）

旧大和小の交通誘導員の増員につきましては、実際に工事事業者が決まりましたときに具体的な工事計画、また工事車両の動線が決まりまして、そちらから大和小の地域については狭隘の道路が多いというところとかもございまして、地域の安全性を全体的に配慮した結果、工事車両が多くなる繁忙期が8月から大体10月になるのですけれども、そちらにつきまして交通誘導員を増員して対応することになったものでございます。

渡邊委員

普通の契約であれば、契約してから値段を上げられたら普通の人はおかしいと思う。これでは足りないからもう少し人数を増やしたいのだけれども、その分お金をくださいと。そういうことを単純に認めていっていいのかなというのが。

副参事（子ども教育施設担当）

そちらにつきましては、業者からというのではなくて我々事務局のほうで地域の安全性を確保する必要があるという観点から、どちらに多く配置したほうがいいのかというところを検討した結果、やはり交通誘導員の増員が必要であるというところで、増員して対応

するというところで今回上げているものでございます。

渡邊委員

それならいいと思います。子どもたちの安全のために、より安全整理を行ってくださいということで要望して、その部分に追加されるというのは当然ということで問題ないかと思えます。どうもありがとうございました。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、それぞれに採決をさせていただきたいと思えます。

初めに、第 18 号議案について簡易採決の方法により採決を行いたいと思えます。

ただいま上程中の第 18 号議案について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

続きまして、第 19 号議案について簡易採決の方法により採決を行います。

ただいま上程中の第 19 号議案について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

続きまして、第 20 号議案について簡易採決の方法により採決を行いたいと思えます。

ただいま上程中の第 20 号議案について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

続きまして、第 21 号議案について簡易採決の方法により採決を行いたいと思えます。

ただいま上程中の第 21 号議案について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に移ります。

初めに、教育長及び委員活動報告について、事務局から一括でご報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

画面のほうもあわせてご覧ください。

5月12日でございます。中野区立中野東中学校開校式がございました。田辺教育長がご出席されました。

5月15日でございます。平成30年度中野区立小学校音楽鑑賞教室が行われ、渡邊委員が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から補足、質問、その他の活動報告がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

資料にありますように、小学校の音楽鑑賞教室、5月15日の午後の部のほうに出席させていただきました。

内容ですけれども、毎年お話をしていますけれども、今回新しくなってきれいになった中野ZEROホールに小学校が集まって本格的なクラシック演奏を聞くという。こういった本格的なコンサートホールで音楽を鑑賞するという機会は、なかなか得られるものではないかと思えます。特にクラシックというのは、お金を出せば行けるかもしれないですけども、子どもだと騒いだりとか行くのが大変だったりします。いろいろと環境が整わずなかなか行けなかったりとか、そういうこともあって、子どものころにこういうものを聞くと、恐らくかなり子どもたちの中で音楽に対する関心というものが変わるのではないかなと思えます。これは間違いのない事実。こうやってクラシックということですから、かなり過去から続いているものが今でも残っているということは、今でもすばらしいものであるということなので、それを聞いて何も感じないお子さんは多分いらっしゃらないと思うのです。

先ほどの文化財のお話ではないですけれども、音楽というのも絵というのも、これはゴッホの絵ですよと言われても「はあ」と言って、ほかの人の絵を見てもゴッホと書いていなかったら何もわからない。修学旅行でもそうなのですけれども、事前にそのことを話して

いただいて、どういうことで成り立っていてどういうものなのかということ、先ほどの資料ではないですけれども説明を伺った上で、そういう目でそういう耳で聞くと音楽は全く変わったものになるのではないかなと思います。

そういう意味では今回も東京交響楽団、これもちょうど今の時代であれば東京オリンピックが開催されたときに結成された楽団であって、日本が誇る交響楽団であると。そのすばらしい演奏を聞けると。今回お話しをしてくれた朝岡さん、この方は毎年来ていただいているのですけれども、非常にユーモアあふれる解説をしていただいて、子どもたちにもわかりやすくとてもいい内容だったと思います。

今回、目玉というか、サプライズというのか、まず皆さん静かにしてください、これから始まりますよと言うと、管楽器がドアの外からいきなり音楽とともに後ろから入ってきてみんな舞台上がっていくと。そのあたりからちょっと鳥肌がでてくるというか、コンサートの中で大きな音で、それこそマーチングバンドみたいな形で出てくるのですけれども、そこで気分が、一気にテンションが持ち上がるようなシチュエーションを組んでくれると。その中に朝岡さんが出ていらっしゃって、次のベートーベンの第5番、これは一番有名な曲ですけれども。この音楽がどこの中にどれだけ含まれているかというお話をしてくれます。それをよく味わってこの音楽を聞いていてごらんないねと。そういうふうにしてベートーベンの5番を聞いたら、自分の中でもいつもと違った音楽に聞こえたりとか、耳で音を探しているような形にもなります。

その後、オーケストラというのはどういうものなのかと。それぞれのパートに分かれていて、そのパートになって音楽が形成されると。だから音色というのは色の組み合わせだというような、音の組み合わせが絵の具と同じように扱われて、いろいろな色が変わるのですよと。組み合わせることによって色に変化していくという。音も音色という言い方でそういうふうになるのですという話をして、各パートごとに音楽を演奏していただくのです。太鼓の部分だったり、打楽器であったり、弦楽器であったりとか、そのパートだけで音楽を聞くと何の音楽かわからない。「スター・ウォーズ」のテーマ曲でやったのですけれども、それを合わせると一気にすばらしい音楽になると。本物のクラシックコンサートではこういったことはやってくれないのですけれども、クラシックの構成なんかも子どもたちにその場で教えていただけるような機会です。本当にすばらしいと思っております。

多少お金もかかる企画ではあると思いますけれども、こういったすばらしい企画とか、子どもたちの情緒にかかわるようなすばらしい企画は、今後もぜひ続けていただきたいな

と思っております。

また、そういう意味では各校長先生、また音楽の先生方が非常に一生懸命やっています、これを組むということは非常に大変なことだと思うのですが、その中でかなりご尽力いただいています。この企画を続けたいとか、完成させたいという先生方の気持ちも伝わるような本当に素晴らしい企画でした。

今回、ZEROホールの前でちょっとトラブルがあつてごたごたしたのですが、道路が閉鎖になってバスが少し遅れたりとか。そういったときに先生方がかなり迅速で、細かい対応で、何かあつたのかなと言われるまでは気づかないほどスムーズに対応もしていただきました。そういった意味で管理・監督・指導について、すばらしく行き届いていたのではないかなと感じました。

以上です。ちょっと長くなって済みません。

田辺教育長

ほかにご発言等、ございますでしょうか。

田中委員

その他の報告になるのですが、先々週、子どもの安全のセミナーというのがあつて参加してきました。その中で1人、小児科の先生なのですが山中龍宏先生という、子どもの事故予防では第一人者の先生のお話を聞く機会がありました。

印象に残った部分なのですが、0歳児を除く子どもの死亡原因の第一位は不慮の事故。それはここ40年ぐらいずっと変わっていないということなのですね。不慮の事故という言葉自体もおかしいと。要するに、ヨーロッパでは「アクシデント」という言葉ではなくて「インジャリー」という言葉で事故のことをあらわしている。要するに、予期しないということではなくて、やはり何か原因があつてその事故が起きる。ですから逆に言うと、事故というのは病気と同じように予防できるのだと。それはやはり子どもと接する人たちはまずその認識をしっかり持たないと子どもの安全を確保することはできないという話をされていて、非常に印象に残つたので報告させていただきました。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

先ほど渡邊委員から音楽鑑賞教室についてのお話がありまして、私もそのとおりだと思います。その中のお話でも、これは非常に予算がかかる事業であるということで、ホール

を借りたり、オーケストラを借り切るというのは相当な費用だと思うのですが、時期によっては景気が厳しいときはこういうものを切っていくとか、そういうのは各地区でよく聞かれることだと思うのです。ぜひ継続していただきたいということはもちろんそうなのですが、ちょっと欲張った言い方かもしれませんが、これはいわゆる西洋の古典音楽なので、例えば我が国の古典芸能とか、さまざまあると思います。中野区にも能楽堂があったりとかいろいろあると思うのです。各学校では結構工夫して、実際には保護者から一定のお金を集めたりして、そして子どもたちにそういったものに触れさせることをしている場合もあると思います。今までもそういったことは調査したり把握しているとは思いますが、中野区でできるわが国の固有の文化伝統はどういうものがあるのだろうかとか、そういうものを改めて把握したり、それからそれを場合によっては厳しい状況の中でも予算化して、全ての中野区の児童生徒に何か提供できるような機会があるのか。学力の向上であるとか、さまざまなことも非常に重要なのですけれども、こういったものは機会を逸すると一生触れないで済んでしまうということですので、やはり公教育がそういったものを担っていくとか提供していくのはすごく大事だと思います。何かの機会にそういった実態把握をして、今後、中野区としてこんなことができるのではないかと、独自性というのでしょうか、そういうものをぜひ進めていただければと。これは要望です。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「平成30年度の特別支援教育の取組について」の報告をお願いします。

副参事（子ども特別支援担当）

「平成30年度の特別支援教育の取組」につきまして、ご報告させていただきます。

資料をご覧ください。まず1の「特別支援教育の体制」でございます。障害のある児童・生徒等に対し、一人一人に適切な教育や指導を通じた支援を行っております。全ての小・中学校に校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名しております。また、教育委員会事務局として臨床心理士・医師等の巡回相談により、区立幼稚園、小・中学校

への支援を行っております。

資料の次のページをご覧ください。2の「一人ひとりの教育ニーズに応じた指導を行うためのしくみ」の校内体制でございます。資料をご覧のとおり、特別支援教育コーディネーターが担任からの相談に応じ、校内で教員の支援を行いながら学校内や学校外の関係機関との連携・調整を図っております。

校内委員会では、対象児童・生徒への個別の具体的な対応について検討を行うほか、学校内での研修の実施により、指導・対応力の向上を図っております。このような学校内での取組を教育委員会事務局の巡回相談で支援し、対象児童・生徒等への適切な教育、支援につなげていくものでございます。

(2)の「副籍制度」といたしまして、都立の特別支援学校に在籍する児童・生徒につきまして、ご希望により地域の区立学校に副籍を置き、学校だよりをお送りしたり学校行事の際に交流したりするなど、地域とのつながりの維持・継続を図っております。

そのほか、(3)、(4)にございますとおり各学校に介助員を配置しており、また、校外学習や水泳など、特に必要なときには特別介助員を配置して安全確保に努めてございます。

資料、次のページ、3ページ目になります。3の「発達に課題のある児童に対する特別支援教室における巡回指導」でございます。こちらは小学校児童を対象としたものでございます。小学校につきましては平成28年度から特別支援教室を導入いたしまして、指導担当教員が各小学校に出向き、特別支援教室で児童一人一人に必要な指導を行っております。

(2)の表に拠点校、巡回校及び利用児童数、巡回指導教員数を記載してございます。小学校全校に導入いたしました平成28年度以降、区全体で29年度は前年より28人の増加、30年度はさらに30人増加しており、年々利用が進んでおります。

各校の取組でございますが、在籍校で指導を行うことになりましたので、校内委員会で指導方針を検討し、実施していく体制が定着してまいりました。また、成果といたしましては在籍校を離れて通級設置校に通う必要がなくなり、必要な児童が指導を受けやすくなり、利用が増加いたしました。また、巡回指導を行う教員が在籍校に来ることで、在籍校の担任と巡回指導教員が連携して指導を行うことができるようになり、指導が充実いたしました。

資料の次のページ、4ページ目になります。小学校の巡回指導の続きになります。(5)の「巡回指導に係る今後の課題」でございます。一つ目は、個々の巡回指導の課題を明確にし、課題が解決した場合には巡回指導を終了するか否かの確認をする。必要がなくなっ

た場合には終了するといった流れを定着させていくということがあります。

二つ目といたしまして、必要な児童ができるだけ早く利用開始できるよう、また、手続の負担が利用の障壁にならないように、利用決定までのしくみを工夫してまいりたいと考えております。

巡回指導を開始するに当たりまして、関係教職員等によりまして巡回指導支援委員会で審議をしております。(6)の表にございますとおり、平成28年度は7回の開催で、75件の審議、68件の利用決定、29年度が9回の会議で72件の審議、65件の利用決定を行いました。

(7)の「平成30年度巡回指導支援委員会の開催予定」でございますが、昨年度までは区内全域全校につきまして一括で開催しておりましたが、本年度から南北二つのエリアに分けて、それぞれが年4回開催する形に改めまして、効率化を図ったところでございます。

次に、4の「発達に課題のある生徒に対する指導」でございます。こちらは中学校での取組になります。中学校では通級指導を実施しております。中野中学校に通級指導学級を設置しております、こちらで必要な指導等を行っております。利用人数等につきましては、資料にございますとおりです。

中学校における発達に課題のある生徒への指導につきましては、平成33年度以降は小学校と同じように中学校全校に特別支援教室を導入し、巡回指導を行うことになっておりますので、この導入手順等を検討してまいりたいと思います。

資料の次のページになります。ご覧ください。5の「特別支援学級」についてでございます。こちらは主に、知的障害あるいは身体障害のある児童・生徒が対象となります。就学相談をご利用いただき、個々のお子さんにとって最も適切な教育の場を選んでいただくこととしております。特別支援学級が最も適切と判断され、保護者が希望された場合に特別支援学級をご利用いただくということになります。

就学相談の件数は(1)の表にございますとおり、小学校では増加傾向、中学校については年度ごとに増減があるという状況にございます。

特別支援学級の児童・生徒数等につきましては、(2)の表のとおりでございます。特に小学校の特別支援学級につきましては、全体といたしまして利用人数が増加傾向にございます。例えば新井小学校では30人で4クラスとなっております、教室の確保に工夫が必要であったという状況でございます。

これまでの傾向が続きますと、さらに利用人数の増加が見込まれますので、その場合の教室の確保が課題であると考えてございます。

本件につきましてのご報告は以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

今年度から取り組んできた新しい事業はこの中にあるのでしょうか。

副参事(子ども特別支援担当)

本年度より大きく変わったところは特にはございません。ただ、会議の開催等につきまして、エリアを分けて開催するですとか、そういったところで工夫をして改善を図っているところでございます。

渡邊委員

それがとても重要なことだと思うのですけれども、今回からコーディネーターを設けたわけではなくて、こういった事業をやって、今の説明の文面の中で3ページだったと思うのですけれども、最後の「指導が充実した」とかいう話だと、これは言葉として充実したと言ってああそうですかで終わってしまうのですけれども、今言ったように、会議が各地域で行われたとか、3回行われたものを5回にしたとかということが充実になっていくのではないかなということ。

その点で、巡回指導なんかでも3ページ目の(2)の表を見ますと、平成29年度は利用者の人数が多くなったと。これは4校全ての学校でそういった傾向があります。そして、平成30年度は巡回指導教員の人員の補強を行っているということが、内容の充実になっているのではないかなと思っております。

ただ、少し残念なのはここに巡回回数も年度ごとに書いていただくといいのかなと。人数を増やして派遣して、回数も増えているはずだと思うのですけれども、巡回で対象とする児童の数も増えて、私達としてもきめ細かい対応を行ってきたので。

この巡回の回数を見ると、各校によってばらつきがあるのですけれども、ここにちょっと説明が欲しいというか、これは呼ばれたから行くのですか、それとも巡回だから定期で行くの。定期で行くとなると数が変わってきてしまうはずなのですね。そこだけはちょっと確認を。申し込みがあれば行くけれども、申し込みがなかったら行かないのかという。5回と7回と6回と、こういうふうにならば回数が出ると人数が多かったから2回に分

けて行ったのかとか。そのあたりはどのように対応しているのか、もしあれば、今度資料をそろえていただければ。

副参事(子ども特別支援担当)

巡回指導に関しましては、児童数、教員数ということで記載した表をご用意してごさいます。巡回につきましては、決まった曜日等でそのときに決まった学校に行くという形になっていまして、定期的にとということで巡回して指導を行っているところでございます。

そのほか、渡邊委員からご指摘のことにつきましては、また今後、ご報告をさせていただきたいと存じます。

渡邊委員

先ほどのところは巡回校数だから、担当校の数だったのでちょっと勘違いしました。失礼いたしました。

田辺教育長

ほかにごございますか。

伊藤委員

ご説明を改めていただいて、大変ありがたかったと思います。と申しますのも、ここにも書かれておりますけれども、平成28年から全ての小学校に以前は通級と言われていたような特別支援教室がつけられたと。平成28年、29年、30年の3年目ですので、ここでそれがどういうふうに機能していて改善がこれからもできるのかを振り返ることは、すごく大事だと思いますので、改めてこのように資料を提出していただいて、大変ありがたいなと思っております。

改めて見直すと言いたいこともたくさんあるので、今日ということではなくて、いつかお答えいただければと思うことを忘れないうちにお話させていただきたいと思っているのですけれども、特別支援教育は大きく変わったと思うのです。通級という形から在籍校での特別教室に変わった。そして、そもそもがこの10年ぐらいの間に特別支援教育そのものが大きく日本の中で展開してきたということですので、私たちもわからないことが多いですし、考えていかななくてはいけないことがまだまだあるように思うのですね。

その反面、日々子どもたちの生活に直結しているので、システムと言ってもすごく子どもたちの毎日に影響のあるシステムだと思うので、よりよいものを考えられたらと思っています。

それで思うのですが、基本的なしくみとして2ページに「校内体制」の説明がございま

すけれども、そのところで、校内委員会というのは以前から開かれているわけなのですが、改めて思うに校内委員会が各校でどれだけ開かれていて、どのような内容で行われているのか、それをどういう形で教育委員会事務局として把握をされていて、なおかつそれにどういった支援を行っているのかということについても一度まとめて、改めて実態を知りたいと思いました。と申しますのは、特別支援教室が各学校にできましたので、日々の担任の先生との連携やその学校の中での指導という重みが大きくなっておりまますので、やはり校内委員会が「定期的に、又は必要に応じて」となっていますけれども、実際にどうやって行われていてどう機能しているかというのが重要になってくると思うのですね。

それともう一つ、これはちょっと意見が混じってしまうのですが、気になった点でもあったのですが、4ページですけれども「巡回指導の目的」のところで「個別課題の明確化」ということがございまして、解決すべき課題を明確にした上で巡回指導を利用して指導を終了する流れを定着させるということなのですが、「終了」が随分と強調されているように思ってしまったのですが、それはともかく、これは大事なことだと思うのですね。個別課題を明確化して、私の意見としてはこの間に「方策を明確化する」ということも入れていただければ、終了だけではない雰囲気が出ると思うのです。どういう狙いで、それを家庭と学校との連携の中でやっていくのかということ、どんなふうに校内で共有して展開していくかということが大事で、そのことには校内委員会がやはり重要な機能を持っているわけですから、そこをどういうふうに機能させるようにこの3年間変えてきたのか、そのあたりもやはりお聞きしたいなと思うのですね。

それから、それにかかわりまして巡回指導教員という方が回ってくださっている、これは大変重要だと思います。それとまた別に、最初の1ページに書かれておりますけれども、事務局のほうに支援スタッフというのを設置してくださっていて、その方たちも巡回相談を行う形で指導が行われているわけですね。これとまた別に、もちろん各学校にスクールカウンセラーがいるという体制だと思います。そういったときに、これらの人たちがどんなふうに機能を果たしていて、先生方にとってはどういうふうに利用がしやすいのか、しにくいのか。また、これは事務局に設置なのですが、教育センターですとか今度児相ができたりするとまた複雑になってしまうのですけれども、とにかくとりあえず教育センターだと思いますが、そことの連携とかすこやかさんとの連携とか、そういったことがどんなふうになっているのかとか、それが本当に学校の先生や子どもにとって機能的なのかということについても、もう一回お話を伺いたいなと改めて思いました。また、特に巡回指導

教員の方の資格というか、バックグラウンド、専門性がどんなふうに担保されているのかということもあるかなと思います。

あとは、ちょっと気になったのですけれども、巡回指導支援委員会というものがどういうものなのか、申しわけありません、この区の中での指導支援委員会の中身というものが私も理解ができていないところで言うので見当違いな意見かもしれないのですが、ちょっと心配に思いましたのは、7回、9回というのは二月に1回かなと。9回だともうちょっとあるわけですけれども、審議して利用が決定するわけですから、これが開かれないと利用の決定にならないわけですよ。いつも感じているのですが本当に中野区は複雑なエリアで、4カ所に分かれているようなところがありますので、エリアに分けていただいたのはいいかと思うのですが、それが4回になってしまったら6月の頭に申し込んだ人は7月の会議にかかって、9月からみたいな形になるわけですよ。そう考えていくと4回で足りているのか、あるいは7回、9回が多過ぎたのか、その辺のどうして4回になったのかの理由も気になると思いました。

あと、最後に5ページにあります特別支援学級なのですが、固定級は知的だけなのですが、今、自治体では情緒の固定級を設けているところも割とあると思うのです。ですので、こちらで情緒を設けていない理由というか、ニーズをどこでどう吸収していただけているのか、情緒というところで教育を受けたい人たちがどんなふうにそれが満たされているのかということについても気になると思いました。

大きい質問もあったと思うので、今もしお答えいただけるものがあればお願いしたいですし、また近いうちにいろいろお聞きできればと思っております。

以上です。

副参事(子ども特別支援担当)

ありがとうございます。幾つかのことにつきましては、今お答えできることについてお答えして、そのほかにつきましては後日ということでお答えさせていただきたいと思えます。

まず、情緒の通級がないということにつきましては、方針といたしまして情緒の発達に課題のある児童につきましては、在籍校のほうから小学生が別の学校に行かなくてはならないということが非常に負担であって、必要な児童が指導を受けにくいという事情がございました。そういったところも踏まえまして、より指導が受けやすい体制ということから、在籍校で特別支援教室、そこに巡回指導の教員が出向いて行って指導するといった体制を

とっているところでございます。

それから、巡回指導支援委員会につきまして、開催の回数が28年度は7回でしたが、実は当初は4回の予定が、件数が増えたということがあり、臨時で、途中で増やしたこともあり、回数が多くなったということがありました。また、見込みがうまく立たなかったこともあり、年度当初に予定していた日程で開催できなかったこともありましたので、結果としてこういった回数になりました。

本年度につきましては、南北のエリアということでそれぞれ4回ということで開催月を決めてございますので、それを目指して各学校で、あるいは相談の担当のほうで用意をいたしまして、集中的に審議・審査をするということでできるだけ不便がないようにということで取り組んでまいりたいと思っております。

教育委員会事務局のほうの巡回相談につきましては、実は個々の児童・生徒あるいは保護者への対応ということではございませんで、学校への支援ということになります。学校の教員に、対応ですとかそういったことを、心理の専門家あるいは精神科の先生等にお出でいただいております。児童・生徒の観察も学校内でさせていただいた上で、対応等について教員にお伝えするというしくみで取り組んでございます。

以上でございます。

田辺教育長

伊藤委員から幾つかご質問いただきましたことについては、また準備をして改めてご回答させていただきたいと思っておりますし、ご質問の中にありました、情緒の固定級についてですけれども、情緒障害とか発達支援のお子さんについてはだんだん数が増えてきたという状況がありまして、報告の中にもございましたけれども、当初は通級という形で始めさせていただいています。その当初は固定級を設置するほどの人数がいなかったということもあって、中野区としては固定級という選択をしていないのですけれども、通級だけで対応し切れなかったり、通級の条件になかなか合いにくいような行動パターンのお子さんでも大分見受けられるようになってきた状況もありまして、今後、他区で設置しているような固定級なども研究させていただきながら、一人一人のお子さんにあった適切な対応ということを考えれば固定級の設置ということも検討する必要もあるかなと思っておりますので、また教育委員会の中でも議論させていただければと思っております。

ほかにもございますか。

小林委員

いろいろご報告いただいて、ありがとうございます。小学校の特別支援教室における巡回指導は今年で3年目を迎えるということで、検証もして、今後もそれを深めていくと思うのです。33年度当初までに、今度は中学校でこれを導入することなのですが、このときに大事なことは小学校と中学校の連携です。どうしても小学校は小学校で完結して、中学校は中学校でそこからまた始めるという従来の壁を取っ払って、指導も交流していくとか組織も一体的にやっていくとか、今までにない形で進めていく必要が私はあるのではないかなと思うのです。

子どもは連続して成長していくわけですので、特に中学校においてこの指導を充実させていくためには、より連携とか継続した指導が必要な場合もあると思います。何でもかんでも初めに連携ありきではなくて、実態を踏まえてそうした視点を盛り込んでいただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

伊藤委員

中学校のことまで言うと多くなり過ぎだと思って遠慮したのですが、本当に、来年中学校ということについては大きな課題で、来年から突然始まるのではなくて、今6年生で校内の特別支援教室を使っているお子さんが来年、中1になっていくわけなので、そしてまた、今、通級に行っている2、3年生がどうなるのかということもございます。そう考えると、いろいろな地域の学校とかかわらせていただいているのですが、他のある地域でも話題になっていましたけれども、中学生になると学校内でやっている周囲にちゃんとした理解がないと、いじめではないですけども微妙なお年ごろなので、校内で通級よりもかえって目立ってしまうということへの懸念が子どもさんに生じたりということもあり得ると思います。そういうことを考えると、今年のうちから来年以降、そういったものができていくことの意味ですとか、本当の意味での多様性に対する子どもたちの理解やどういうふうにお互い助け合ってやっていくのかということについての教育は、もう今年から始めないと間に合わない部分だと思います。

こういう意見を述べるチャンスもなかったので言わせていただいておりますけれども、今から小さいことで構いませんので、来年に向けた中学校での取組というのを各校やっていただくよう校内委員会に伝達していただくとか、またそれも伝達するだけではなくてこんなことがあるよという例も示していただけると各校助かると思います。そういった準備ということで、小学校の事例もあると思いますので、どんな準備をしていったらいいのか

ということの情報収集と、それを現場に届けるということをぜひ丁寧にさせていただけるとありがたいなと思っています。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

田中委員

取組の1ページ目の最後のほうに、「区立幼稚園、小・中学校で巡回相談を行っている。」と書いてあって、この前、かみさぎ幼稚園に行ったときもこういったことがあって非常に助かっているという報告を受けました。

中野区は、幼児教育はどちらかというと民間が担っている部分が多いですし、こういう発達障害のお子さんというのはなるべく早期の対応が必要だと思うので、民間へのアプローチというか、あるいは民間からこういった相談が来たときの対応みたいなものというのは現時点でどういうふうになっているか、ちょっと教えていただければ。

副参事(子ども特別支援担当)

区立以外、私立の幼稚園ですとか保育園もそうですけれども、これとは別に心理の専門職が巡回して相談に乗る体制はとってございます。アポロ園とゆめなりあとという区立施設がございますが、指定管理で運営しておりますけれども、その心理職をそれぞれ南北のエリアに分けて、それぞれの該当エリアの私立の幼稚園等に月1回程度巡回しまして相談に乗る体制をとってございます。

田中委員

せっかくそういういい体制があるのであれば、30年度の特別支援教育の取組ということですけれども、簡単にでも就学前の子どもたちにもこういった取組をしていることを触れただけでいいかなと思うので、検討いただければと思います。

田辺教育長

ありがとうございます。今日は特別支援教育ということで公立学校の中の状況をお話しさせていただいたのですけれども、当然、お子さんはずっと発達段階に応じて適切に対応していく必要がありますから、今お話ししたような保育園や幼稚園などの対応もしていますし、今、区内4カ所にありますすこやか福祉センターが在宅の状況なども把握しながら対応しているということもありますので、少しその辺の全体像もおいおいご報告させていただければと思います。

渡邊委員

今の話は結構、私は重要に思っています、保幼小連携の件にしてもそうなのですが、待機児童対策で前から少し言わせていただいているように、認証の保育園とかそういうことであればいいですけれども、小規模保育で10人ちょっとのところとか、そういったところでも課題のあるお子さんというのは結構いらっしゃいます。そのあたりを私達が、監視役という形で保育園とか就学前の子どもたちのかかわりということで、何らかの形で文面でもかかわりのあることを示していかないと、一番大切なのは小学校入学前あたりが今後が一番影響があるので、そこを教育委員会はかかわりませんというのではなくて、何らかの形でかかわれる形をこれから構築していかなければいけないのではないかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

田辺教育長

そういう意味でも、子ども特別支援担当という新しいセクションを組織として位置づけているということもありますので、その辺も含めて検討させていただきます。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告について終了させていただきます。

その他、事務局から報告事項はございますか。

副参事(子ども教育経営担当)

特にございませぬ。

田辺教育長

それでは、事務局から次回の開催について報告願います。

副参事(子ども教育経営担当)

次週の6月1日につきましては、白桜小学校の訪問を予定しております。

定例会につきましては、6月8日金曜日、10時から当教育委員会室にて開催を予定してございます。

以上でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第13回定例会を閉じます。どうもありがとうございました。

午前11時10分閉会